（国土技術政策総合研究所企画部コーディネート研究官）同　伊藤　正秀
中国地方整備局道路部長に転任させる
（東北地方整備局道路部長）同　三浦　真紀
道路局国道・防災課長に転任させる
（群馬県県土整備部長）　川瀧　弘之
国土交通技官（東北地方整備局道路部長）に採用する
（道路局企画課道路経済調査室長）国土交通技官　七條　牧生
観光庁に出向させる（以上一月十八日）

防衛省

防衛事務官に任命する
（大臣官房報道官）防衛書記官　前田　哲
大臣官房付を命ずる
内閣官房へ出向させる
（大臣官房審議官）同　鎌田　昭良
兼ねて大臣官房報道官を命ずる（以上二十二年十二月十六日）
（大臣官房企画官（兼）防衛政策局防衛政策課）防衛部員　竜嵜　哲
防衛政策局防衛政策課の兼務を解く
防衛事務官に任命する
近畿中部防衛局総務部長を命ずる（二十二年十二月二十日）
（大臣官房審議官（兼）大臣官房報道官）防衛書記官　鎌田　昭良
大臣官房報道官の兼補を解く
大臣官房報道官を命ずる
兼ねて大臣官房審議官を命ずる
（大臣官房付）防衛事務官　前田　哲
内閣官房へ出向させる（以上一月十三日）

会計検査院

（第一局租税検査第一課租税統括検査室長）会計検査院事務官　和栗　伸行
第一局租税検査第一課長に昇任させる
（第一局租税検査第二課長）同　戸田　直行
第三局国土交通検査第一課長に配置換する
（第一局租税検査第一課総括副長（調査官））同　青田　直己
第一局司法検査課専門調査官に昇任させる
（第一局司法検査課専門調査官）　大沢　康則
第一局租税検査第一課租税統括検査室長に配置換する（以上二月一日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　佐藤　達文
東京高等裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（一月二十四日）
○定年退官
簡易裁判所判事大原武人は一月二十二日限り定年退官

皇室事項

行啓

皇后陛下は、一月二十八日午前九時四十五分御出門、国立国会図書館国際子ども図書館開館十周年及び国民読書年記念展示会「絵本の黄金時代 一九二〇～一九三〇年代 ―子どもたちに託された伝言」を御覧のため、国立国会図書館国際子ども図書館（台東区）へ行啓、同十一時十分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第一号

公調委平成二十二年（フ）第一号青森県下北郡東通村地内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。
平成二十三年二月一日
公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨
青森県むつ市大字奥内字大室平一〇番地三
裁定申請人　有限会社アオモリ・サンド企画
代表者　代表取締役　山本　孝浩
青森県むつ市中央一丁目一番地八
処分庁　青森県下北地域県民局長
青森県下北地域県民局長が平成二十二年二月一七日付けをもって有限会社アオモリ・サンド企画の砂利採取計画の認可申請に対してした不認可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定等を求める。
二　審理期日　平成二十三年二月二八日午後二時
三　場所　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号
中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）
一月二十八日（金）
○一般案件（抜粋）
一、ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）
○国会提出案件
一、ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）
一、国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（平成二十二年七月一日から同年十二月三十一日までについて（決定）（消費者庁）
一、平成二十三年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類について（決定）（総務省）
一、平成二十一年度特別会計財務書類について（決定）（財務省）
一、平成二十一年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告について（決定）（農林水産省）
一、平成二十一年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告について（決定）（国土交通省）
○法律案
一、地方税法等の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）
一、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務・環境省）
一、関税定率法等の一部を改正する法律案（決定）（財務省）
一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（財務省）
一、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案（決定）（厚生労働・財務省）
一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・財務省）

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成23年2月1日　福岡地方検察庁検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。
記
1　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　平成23年第1号
2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成23年2月1日
3　支給対象犯罪行為の範囲
(1)　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成19年5月24日ころから同22年1月15日ころまでの間
(2)　支給対象犯罪行為の内容
土谷雅敏、板谷光義、北野孝典らが、「ライム」の名称で業として行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第3項違反の罪のうち、法定の利率（1日当たり0.3%）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、後記4の(2)を参照。）。
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
(1)　検察官が把握している貸金業者名
ア　貸金業者名　ライム
イ　事務所所在地　福岡市南区大橋二丁目16番1号大橋二丁目団地1―703号
福岡市南区井尻五丁目24番8号ベリエ井尻305号